

## 第 21 回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第 21 回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、前回調査をベースとして、次の基本的な考え方に沿って実施する。

### 1 調査日程及び調査対象時期

#### （1）調査日程

① 調査票の配布

平成 29 年 5 月末

② 調査の回答期限

平成 29 年 7 月中旬とするが、柔軟に対応する。

③ 報告時期

調査結果の報告時期については、前回同様を目標とする。

（参考）第 20 回調査 平成 27 年 11 月 4 日（中医協総会・調査実施小委）

#### （2）調査対象時期

平成 29 年 3 月末までに終了する直近 2 事業年（度）とする。

### 2 調査対象及び抽出率

#### （1）調査対象

前回と同様とする。

（参考）第 20 回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び 1 月間の調剤報酬明細書の取扱件数が 300 件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1 月間の診療時間が 100 時間未満であると推定された医療機関は除外する。

#### （2）抽出率

前回と同様とする。

（参考）第 20 回調査

病 院 1 / 3

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は 1 / 1）

一般診療所 1 / 20

歯科診療所 1 / 50

保険薬局 1 / 25

### 3 調査項目の主な変更点

- (1) 病院、一般診療所の「病床数」、歯科診療所の「ユニット数」、保険薬局の「処方せん枚数」について、1病床当たりの収益等をより詳細に把握するため、調査対象を直近2事業年度分に変更。
- (2) 保険薬局について、調剤基本料別、立地別の経営状況等を把握するため、「調剤基本料等の状況」及び「立地状況」を追加。
- (3) 軽減税率制度の導入への対応として、有床診療所の給食用材料費を把握するため、一般診療所に「給食用材料費」を追加。
- (4) 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合。

### 4 集計項目

#### (1) 基本集計

##### ① 病院

- ・ 集計1 (医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設)
- ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)

##### ② 一般診療所・歯科診療所・保険薬局

- ・ 集計2 (調査に回答した全ての施設)

#### (2) 機能別集計等

- ・ 一般病院 加重平均による損益状況
- ・ 病院機能別の損益状況
- ・ 入院基本料別の損益状況
- ・ 一般病院 病床規模別の損益状況
- ・ 一般病院 100床当たりの損益状況
- ・ 療養病床60%以上の一般病院の損益状況
- ・ 療養病床を有しない病院の損益状況
- ・ 在宅療養支援病院の損益状況
- ・ 一般診療所 主たる診療科別の損益状況
- ・ 在宅療養支援診療所の損益状況
- ・ 在宅療養支援歯科診療所の損益状況
- ・ 保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況
- ・ 保険薬局 店舗数別の損益状況
- ・ 保険薬局 調剤基本料等別の損益状況【新規】
- ・ 保険薬局 立地別の損益状況【新規】
- ・ 院外処方率別の損益状況
- ・ 地域別の損益状況
- ・ 損益差額階級別施設数
- ・ 最頻損益差額階級の損益状況

- ・ 損益差額及び損益率の状況
- ・ 職種別常勤職員 1 人平均給料年（度）額等
- ・ 資産・負債の状況
- ・ キャッシュ・フローの状況
- ・ 設備投資額の状況
- ・ 税金の状況
- ・ 損益率等の分布
- ・ 収益と費用の 45 度分析
- ・ 事業年（度）の分布

### （3）青色申告者（省略方式）の調査

前回同様、調査票記入上の負担への配慮が必要と考えられる一般診療所及び歯科診療所（ただし、個人立であって青色申告を行っているものに限る。）について、青色申告決算書、付表等の税務申告上の数字を基礎として記入することにより、調査票の記入項目を一部省略できる（回答者において選択する）こととし、別途参考として集計する。

ただし、全項目の記入が可能な場合には、できるだけ全項目の記入を促すこととする。

## 5 その他

### （1）有効回答率の向上策

#### ① 回答意欲の喚起

- ・ 診療側関係団体への協力依頼を引き続き実施。
- ・ 厚生労働省が実施する公的な調査であることをさらに強調するため、医療機関等あての発送用封筒等を工夫。
- ・ 回答のインセンティブを与えるため、電子調査票を利用して、回答施設に対して当該施設の経営状況を分かりやすくフィードバック。

#### ② 回答負担の軽減

- ・ 回答に係る負担を軽減するため、未活用の調査項目を削除・統合。
- ・ 資産・負債、税金等について施設単位での算出が困難、収益・費用の内訳を区分していないために記入が困難な場合があるとの意見があることから、以下の取組を実施。
  - 記入要領に按分の例を分かりやすく記載。
  - 電子調査票に、法人全体の金額と按分の基礎となる数値（病床数、面積、従事者数、利益等）を入力すれば、自動的に施設単位で算出できる機能等を追加。
  - 調査票等にコールセンターへの積極的な案内を記載。

③ その他

- ・ 電子調査票の活用促進を図るため、電子調査票の利用を基本とし、電子調査票の利用が難しい場合のみ紙調査票を利用していただきたい旨を案内。
- ・ 今後の有効回答率向上策の検討に資するよう、非回答・非有効回答理由や非回答・非有効回答施設の傾向等について、より詳細に把握。